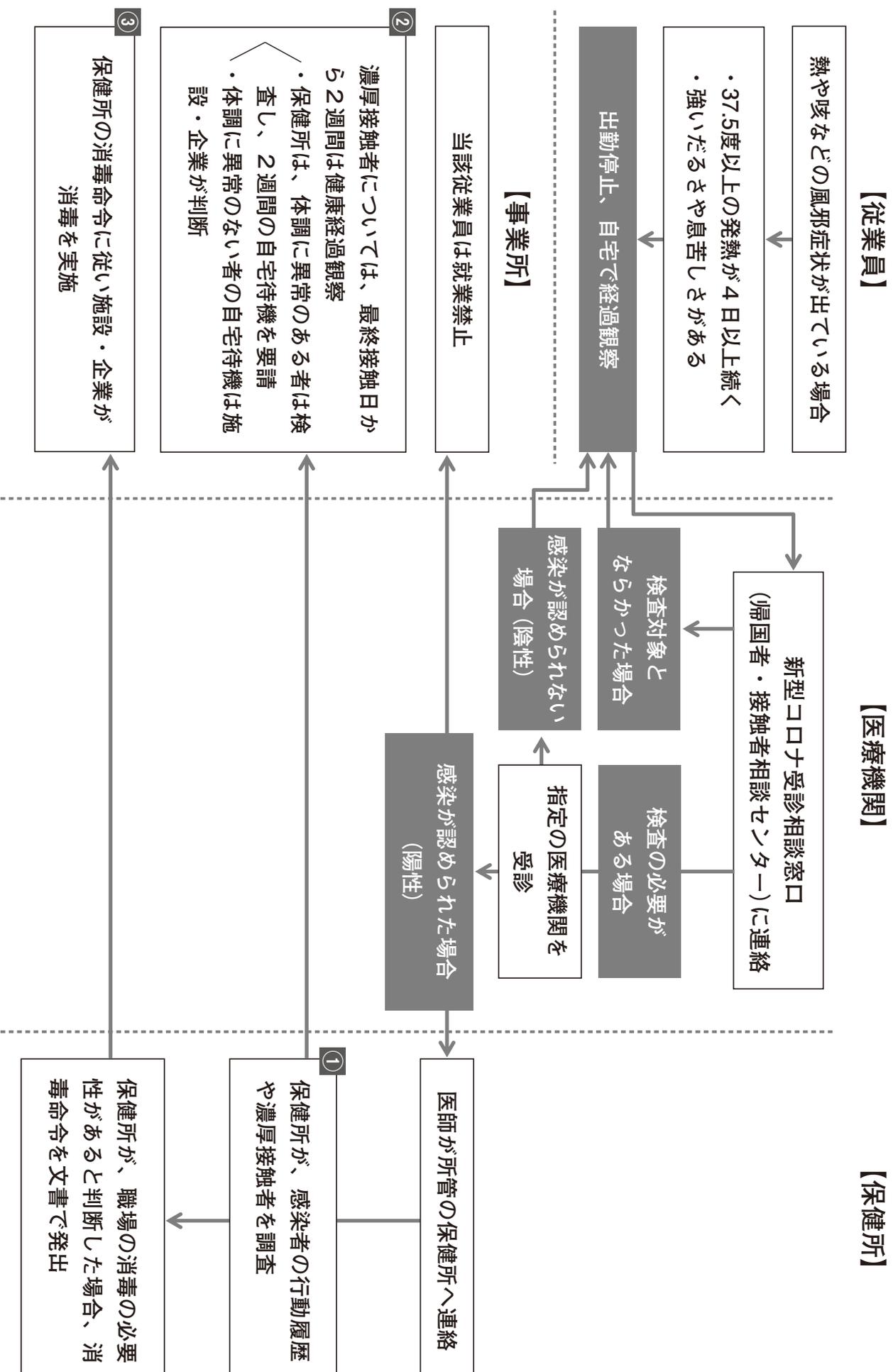


新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて

2020年3月13日
(第1版)



万一、新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合に事業者が行う手続き等について

日本商工会議所が作成した新型コロナウイルス感染症が発生した場合の事業者の留意点とフローチャート（裏面）です。手続き等の流れとして参考にしてください。

【事前の備え】

1. 管轄の保健所と連絡先を確認しておく
2. 対策責任者や担当者を決めておき、意思決定者・対応者を明確にする
3. 事務所の消毒作業を依頼できる業者を探しておく



【新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の流れ】

- ①最初は感染者の居住地の保健所に連絡が入り、勤務先等について聞き取り調査が実施される。その後、居住地の保健所から勤務先の管轄の保健所に対し、疫学調査を依頼。
- ②保健所職員が濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者全員を自宅待機とさせるかについては、各事業者の判断による。
- ③保健所が必要と判断した場合、事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令。消毒作業は専門業者が必要な場合もあれば、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容による。



（出所）国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」、千代田保健所へのヒアリングから日本商工会議所事務局作成